

第2章

第3節 地方公共団体の取組

I 都道府県・政令指定都市における取組

「憲章」では、仕事と生活の調和の実現のために各関係者が果たす役割について示しており、地方公共団体については「仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る」とされています。

内閣府では、都道府県と政令指定都市を対象に、2018年度における取組について調査を行いました。ここでは、その調査結果の概要を報告します。

詳細は… <http://www.cao.go.jp/wlb/local/h30suishin-list.html>

1. 2018年度地方公共団体におけるワーク・ライフ・バランス推進施策に関する調査結果概要

(1) 関係機関との連携・推進組織の設置状況

連携・推進組織を設置している都道府県は29か所(62%)、政令指定都市は14か所(70%)です。都道府県、政令指定都市とも、庁内の関係部署より、企業等使用者代表や労働者代表など、庁外の関係機関との連携・推進組織を設置している方が多くなっています。

(2) 政労使による宣言・合意の実施状況

政労使による宣言・合意を有する都道府県は33か所(70%)、政令指定都市は5か所(25%)です。

(3) 表彰及び登録・認定・認証の実施状況

仕事と生活の調和に関する登録・認定・認証制度を実施している都道府県は47か所(100%)、政令指定都市は14か所(70%)です。表彰を実施している都道府県は31か所(66%)、政令指定都市は13か所(65%)です。

評価対象となる取組には、子育て・次世代育成支援、女性活用、男性の家事・育児、ワーク・ライフ・バランス等の推進を目指した取組などがあります。

(4) 推進企業・団体に対する経済的支援の実施状況

推進企業・団体に対する経済的支援を行っている都道府県は45か所(96%)、政令指定都市は20

か所(100%)です。そのうち、奨励金・助成金制度を行っている都道府県は20か所、政令指定都市は5か所で、内容をみると、女性従業員の資格取得や働きやすい職場づくりのための助成制度や、男性の育児休業など仕事と家事・育児との両立を支援する奨励金などがあります。

また、融資制度・優遇金利の設定を行っている都道府県は33か所、政令指定都市は7か所です。内容をみると、職場における子育て支援企業への低利融資などがあります。

そして、公契約上の配慮を行っている都道府県は43か所、政令指定都市は20か所です。内容を見ると、ワーク・ライフ・バランスの取組を積極的に行っている企業等に対する、総合評価落札方式等での加点評価や、入札参加資格審査時の加点評価などがあります。

(5) 仕事と生活の調和に関する個人向けの経済的支援の実施状況

仕事と生活の調和に関する個人向け給付や貸付など直接的な経済的支援を行っている都道府県は19か所(40%)、政令指定都市は3か所(15%)です。内容は、育児・介護休業中の生活資金を貸し付ける制度が最も多く、その他、男性の育児休業取得促進のための支援や多子保育料免除制度などがあります。

(6) 仕事と生活の調和に取り組む企業や団体に対する専門的アドバイス提供の実施状況

仕事と生活の調和に取り組む企業や団体に対す

る専門的アドバイスの提供を行っている都道府県は46か所(98%)、政令指定都市は7か所(35%)です。内容は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業へのアドバイザー派遣が多く、その他、窓口設置による助言・相談対応、研修への講師派遣等があります。

(7) 講座・セミナー・シンポジウム・イベントの実施状況

講座・セミナー・シンポジウム・イベントを実施している都道府県は44か所(94%)、政令指定都市は19か所(95%)です。内容は、主に企業や団体を対象とするものが多く、その他、一般市民を対象とするものや、大学生等を対象とするものがあります。

(8) ホームページやパンフレット等を活用した情報提供等の実施状況

ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供等を実施している都道府県は44か所(94%)、政令指定都市は17か所(85%)です。うち、ホームページを開設している都道府県は36か所、政令指定都市は16か所です。パンフレット・ポスター等による情報提供の内容についてみると、ワーク・ライフ・バランスの推進、制度の利用を促すもの、両立支援、子育て支援に関するものなどがあります。

(9) ワーク・ライフ・バランスに関する調査の実施状況

2018年度にワーク・ライフ・バランスに関する調査を実施予定又は実施した都道府県は28か所(60%)、政令指定都市は11か所(55%)です。

(10) ワーク・ライフ・バランス事業の進捗状況の定期的確認の状況

ワーク・ライフ・バランス事業の進捗状況を定期的に確認している都道府県は22か所(47%)、政令指定都市は10か所(50%)です。

(11) ワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組の状況

上記以外にも、テレワークの普及促進や、ノー残業デーの実施、休暇取得促進など働き方改革を推進する取組、保育施設の設置促進など子育てを支援する取組、「父子手帳」の発行や、イクメン・イクボスのネットワークづくりなど男性の家事・育児への参画を促進する取組、内部職員向けのセミナーの実施、夏の朝型勤務など様々な取組が実施されています。

2. 2018年度地方公共団体における公共調達を活用したワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価等の取組状況

女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を加速するため、女性活躍推進法第20条及び「取組指針」等に基づき、国では、2016年度から、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）で、えるぼし認定、くるみん・プラチナくるみん認定、ユースエール認定を取得した企業や、女性活躍推進

法に基づく一般事業主行動計画を策定した中小企業を「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」として、加点評価する取組を実施しています。（詳細はp. 57）

同法において、地方公共団体では、国の施策に準じた取組が努力義務となっていることから、都道府県及び政令指定都市における国に準じた取組やワーク・ライフ・バランスに関する評価の取組状況調査を、2017年度に引き続き実施しました。

【都道府県・政令指定都市のワーク・ライフ・バランスに関する評価の取組状況（2018年7月1日現在）】

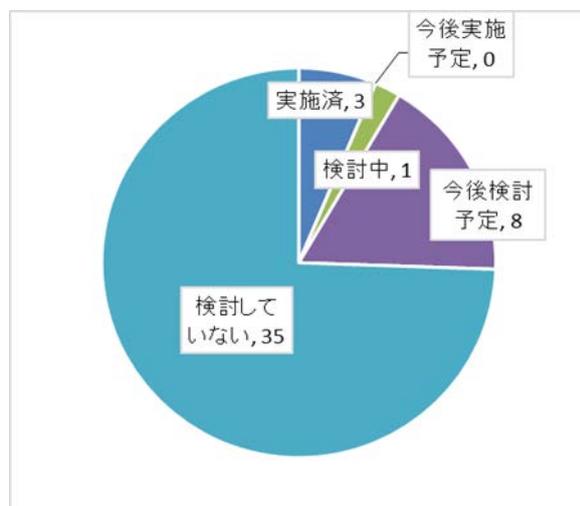
（1） 国に準じた加点評価の取組

2018年度に国に準じた加点評価の取組を実施済の都道府県は3か所（秋田県、東京都、香川県）、政令指定都市は8か所（横浜市、新潟市、名古屋市、大

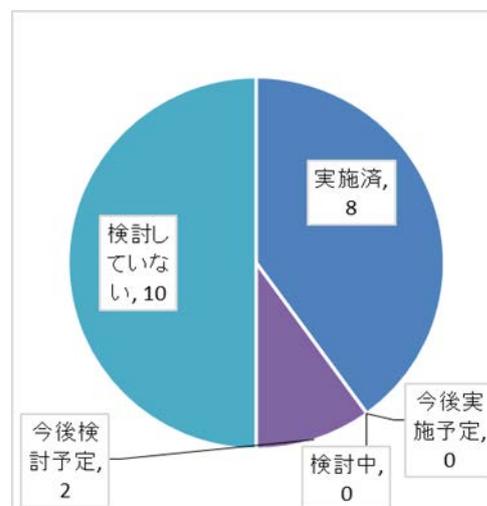
阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市）、計11か所でした。

検討中及び今後検討予定の都道府県は9か所、政令指定都市は2か所、計11か所でした。

○都道府県(47)



○政令指定都市(20)



※ 本調査において、「国に準じた加点評価の取組」とは、国と同様に、総合評価落札方式及び企画競争方式において、女性活躍推進法に基づくえるぼし認定やその他の認定（少なくともえるぼし認定）を加点評価する取組を指しています。

（2） ワーク・ライフ・バランスに関する加点評価項目の設定状況

えるぼし、くるみん・プラチナくるみん、ユースエール、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（300人以下の中小企業に限る。）及

び地方公共団体独自のワーク・ライフ・バランス等認定・表彰等を加点評価する取組について、調達方式（総合評価落札方式及び企画競争方式）別、調達区分（物品役務及び公共工事）別の実施状況は以下のとおりです。

○都道府県(47)

調達区分	実施状況	調達方式									
		総合評価落札方式					企画競争方式				
		えるぼし	くるみん・プラテナくるみん	ユースエール	女活法に基づく一般事業主行動計画策定(中小企業)	独自のWLB等の認定・表彰等	えるぼし	くるみん・プラテナくるみん	ユースエール	女活法に基づく一般事業主行動計画策定(中小企業)	独自のWLB等の認定・表彰等
物品役務	実施済	1	2	1	1	6	1	3	2	1	7
	今後実施予定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	検討中	1	1	0	1	0	1	1	0	2	1
	今後検討予定	6	5	5	5	5	6	4	4	4	3
	検討していない	39	39	41	40	36	39	39	41	40	36
公共工事	実施済	2	4	1	1	9	0	2	0	0	2
	今後実施予定	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
	検討中	1	1	0	1	0	1	0	1	1	0
	今後検討予定	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5
	検討していない	38	36	41	40	33	41	40	41	41	40

○政令指定都市(20)

調達区分	実施状況	調達方式									
		総合評価落札方式					企画競争方式				
		えるぼし	くるみん・プラテナくるみん	ユースエール	女活法に基づく一般事業主行動計画策定(中小企業)	独自のWLB等の認定・表彰等	えるぼし	くるみん・プラテナくるみん	ユースエール	女活法に基づく一般事業主行動計画策定(中小企業)	独自のWLB等の認定・表彰等
物品役務	実施済	4	5	3	3	4	5	5	2	2	6
	今後実施予定	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	検討中	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0
	今後検討予定	3	2	2	2	0	2	2	2	2	0
	検討していない	12	13	15	15	15	12	13	15	15	14
公共工事	実施済	4	4	0	4	9	0	0	0	0	1
	今後実施予定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	検討中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	今後検討予定	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0
	検討していない	16	16	20	16	10	19	19	19	19	19

詳細は・・・ <http://www.cao.go.jp/wlb/local/h30suishin-list.html>

Ⅱ 全国知事会における取組

1. 全国知事会の提言について

全国知事会では、少子化の克服や男女が共に活躍できる社会の実現に向けては、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要であるとの観点から、全国知事会議（2018年7月26、27日北海道で開催）において協議を行い、次の提言を取りまとめました。

○「次世代を担う『人づくり』に向けた少子化対策と子どもの貧困対策の抜本強化」（抜粋）

【提言②】男性の育児参画を促進する仕組みの導入

○時間単位年次有給休暇制度の企業への導入促進に加え、育児休業の分割など、弾力的な育児休業制度や日本版「パパ・クォータ制」導入の検討

【提言③】女性のキャリア形成に対する支援の拡充

○希望に応じて確実に復職、再就職できる予見可能性のある仕組みの構築の検討
○育児休業期間中の女性のスキルアップや早期の職場復帰をサポートする企業・団体等への支援

○「女性の活躍～ウーマノミクス～加速で地方創生・日本再生～男女の格差をなくし、仕事と家事・育児・介護を共に担う幸せな社会を～」（抜粋）

【提言①】ワーク・ライフ・バランスの推進と、従業員の健康づくりに戦略的に取り組む「健康経営」の促進

○「健康経営」に取り組む中小企業に対する奨励金の交付
○働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進、時間外労働の縮減など働きやすく活躍できる環境づくり
○治療と仕事の両立等に向けた年次有給休暇の時間単位での取得を促進する法定要件の緩和等

【提言④】女性も活躍できる職場環境の整備、

起業の支援

○男女がともに自ら望む形で活躍し、仕事と育児を両立できるための支援

○女性の管理職への登用促進など、中小企業における女性の活躍の支援

（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の義務付けを従業員101人以上の企業への拡大、情報公表項目の拡大等）

○これまで女性の参画が少なかった分野への職域拡大のための支援

【提言⑧】介護離職ゼロ！を目指した、介護と仕事の両立支援

○介護休業の取得回数制限の緩和・取得可能日数の拡大、介護休業中の社会保険料免除等の検討

○従業員の介護と仕事の両立支援に取り組む企業への支援の充実

○育児と介護を同時に担う「ダブルケア問題」を抱えている者に対する仕事との両立支援策の創設

2. 先進政策バンクについて

全国知事会では、各都道府県の先進的な取組を提案・共有し合い、良いものを広げるとともに、切磋琢磨により創造性豊かな発想に繋げる情報提供の場として活用することを目的とし、インターネットを通じて事例の分類による検索を行えるよう、「先進政策バンク」を設置しています。

詳細は…<http://www.nga.gr.jp/app/seisaku/>

【先進政策バンク登録政策の紹介】

○男女イキイキ働きやすい職場づくり推進事業～「あきた女性活躍・両立支援センター」による企業の取組促進～（秋田県）

女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランスの実現を目指して、経済団体等と連携し、企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関する働きかけ、相談への対応等を

ワンストップで行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を本年6月、秋田県商工会連合会内に設置しました。当センターにおいて行う企業の取組促進に向けた主な業務内容は、①女性活躍・両立支援推進員（3名）の企業訪問による法制度の啓発や支援策等の紹介、相談業務等の実施、②女性の活躍推進や両立支援に取り組む企業への指導や助言等を行う専門アドバイザーの派遣となります。

当センター設置から本年9月までの業務実績では、①の企業訪問を約600社行い、②のアドバイザー派遣等を通じて、女性活躍推進法又は次世代法で一般事業主行動計画の策定が努力義務とされる中小企業において約60社が行動計画の策定に着手し、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

詳細は…

<https://common3.pref.akita.lg.jp/jyosei/ryoritu>

○ふじのくに男女共同参画防災ネットワーク会議（静岡県）

地域における男女共同参画の浸透と地域防災力の強化を図るため、男女共同参画の視点から被災者と支援者をつなぐことができる関係機関・団体等のネットワーク構築を目的に2012年10月に「ふじのくに男女共同参画防災ネットワーク会議」を設置しました。

これまで、県内市町や自主防災組織などの指針となる「男女共同参画の視点からの防災手引書」の作成・普及啓発とともに、ネットワーク会議を開催し、男女共同参画の視点から見る熊本地震や災害時の女性相談事業の役割などをテーマに講演会などを開催してきました。

また、2013年度からは、全ての自主防災組織において女性が役員として参画することを目標として、県内で男女共同参画や防災及び様々な地域活動などに取り組んでいる女性を対象に、講話や演習、HUG（避難所運営ゲー

ム）などを通して、地域で活躍できる女性防災リーダーの育成事業を実施しています。

詳細は…

<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/bousaitebikisho.html>

○女性活躍企業同盟（和歌山県）

企業や団体における女性の活躍に向けた取組の充実・拡大を図るため、2017年10月に女性が安心して働くことができる環境整備に率先して取り組む企業・団体による「女性活躍企業同盟」を発足しました。2018年12月末現在、325の企業や団体が参加しています。同盟の取組として、①経営者や経営幹部、人事担当者、女性リーダーを目指す方、若手女性社員など階層ごとの意識改革や人材育成セミナーの実施、②異業種間での人的ネットワーク拡大を目的とした交流会の開催、③女性活躍について優れた取組を行う企業等の顕彰などを行っています。今後も女性が安心して生き生きと働くことができる良い取組を参加企業等で共有し広げていくことで、女性活躍を推進していきます。

詳細は…

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031400/danjo/doumei/index.html>

○経営を支える女性リーダー育成事業（あすばるキャリア・アップカレッジ）（福岡県）

福岡県では企業による女性人材の育成を支援するため、ひとつ上の視点で仕事や組織を見渡し、自主的に行動できる「経営的視点」を持った女性リーダーを育成する講座「あすばるキャリアアップ・カレッジ」を今年度から新たに実施しています。

詳細は… 特集「(p) 女性の継続就業に資する取組」P●「～あすばるキャリアアップ・カレッジ（福岡県）～」をご覧ください。